



コバトン



病虫害防除情報

令和3年3月30日
埼玉県病虫害防除所

1 情報名 ムギ類黒節病およびムギ類赤かび病の防除について

2 ムギ類黒節病について

(1) 病原体と症状

本病の病原は細菌の一種 (*Pseudomonas syringae* pv. *syringae*) であり、春先の気温が高く、雨の多い日本に特有の病害です。病原細菌は主に種子伝染するとともに、被害ワラや発生地 of 土壌に残存して伝染源になると考えられます。

症状は節が黒～黒褐変し、葉身や葉鞘に条斑を生じます。また穂に感染した場合、出穂期から穂焼け症状を呈します。

早播きや暖冬で生育が進んだ後、春先に寒波が襲来すると寒害で生じた傷口から病原細菌が侵入するため、発生が助長される傾向があります。3月以降に病徴が現れる場合が多いので、茎立ち期以降の発病に注意しましょう。



図1 節の黒褐変症状
(オオムギ)



図2 葉身に発生した黒褐色病斑
(コムギ)



図3 穂焼け症状
(コムギ)

(2) 今後の発生

3月25日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の平均気温は平年より高い確率70%、降水量はほぼ平年並の確率40%です。

本病は生育期の風雨によって発生が拡大するため、まとまった降水量があった場合は、発生が助長されると考えられます。

(3) 防除と対策のポイント

ア 薬剤散布（表1）

穂揃い期以降、2回または3回散布することにより、病徴の発生の抑制および次年度の保菌粒率が軽減すると報告されています。ただし、コムギに対しては散布薬剤の適用範囲が「採種用小麦」と限られているため、注意しましょう。

イ 耕種的防除

過繁茂では発生が助長されるため、厚播きにならないよう注意し、窒素質肥料の多用を控えましょう。

本病の病原菌は被害ワラや土中で越冬し、翌年の病原となります。被害ワラは放置せず、ほ場外へ持ち出し処分してください。また発病したほ場での連作は避けるようにしましょう。

表1 麦類のムギ黒節病の生育期防除薬剤

作物名	薬剤名	FRAC コード	使用時期	使用回数	使用方法
大麦、 採種用小麦	Z ボルドー	M1	—	—	散布

(使用基準は令和3年3月25日現在)

3 ムギ類赤かび病について

(1) 病原体と症状

本病の病原は糸状菌（かび）であり、茎や葉などにも発生しますが、穂での発生が最も問題になります。乳熟期頃から穂が褐変し、穎（えい）の合わせ目に見られる桃色～橙色の胞子が特徴です。

厚生労働省では、赤かび病菌がつくるかび毒である「デオキシニバレノール」について小麦粒中の濃度を1.1ppm以下とする暫定基準値を設けています。基準値を超えると出荷停止となるため、計画的な防除を実施しましょう。

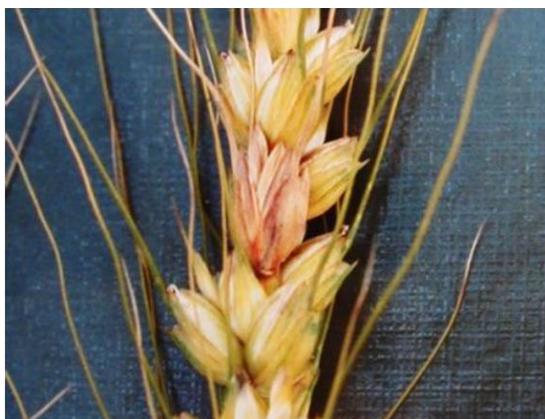


図4 コムギの被害穂



図5 オオムギの被害穂

(2) 今後の発生

3月25日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の平均気温は平年より高い確率70%のため、出穂期の前進に伴い、発生時期が早まることが予想されます。

(3) 防除と対策のポイント

本病は麦の開花から10日程度が最も感染しやすい時期とされています。感染後では薬剤の防除効果は低下するため、以下の防除適期を参考に実施してください。

◆ 1回目の薬剤散布時期

小麦：開花期（出穂期7～10日後頃）

その後、降雨が継続する場合は、開花後10日頃に追加防除を行う。

二条大麦：穂から葯が出ているのを確認した時期（穂揃い期10日後頃）

六条大麦：開花期（出穂期3日後頃）

その後、降雨が継続する場合は、開花後10日頃に追加防除を行う。

※開花期：1穂について数花開花を認めた日

集団では全穂数の40～50%が開花に達した時期

出穂期：全茎の40～50%が出穂した日

穂揃い期：全茎の80～90%が出穂した日

農業研究センター「小麦調査基準（1986）」参照

薬剤の種類によって、麦種ごとに農薬使用基準が異なる場合があるので、使用する際は対象作物、収穫前日数および使用回数に注意してください。

最新の農薬登録情報は農薬登録情報提供システム（農林水産省）から検索できます。

農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

4 IRAC コード及びFRAC コードの記載について

病害虫の薬剤抵抗性発現防止の観点から、IRAC（世界農薬工業連盟殺虫剤抵抗性対策委員会）およびFRAC（同連盟殺菌剤耐性菌対策委員会）の農薬有効成分作用機構分類コードを記載しています。

農薬工業会ホームページ <http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

<農薬使用上の注意事項>

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。